

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年11月12日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	タービン建屋において、床面4箇所(1階 2箇所、地下1階 2箇所)に亀裂が認められたため、当該箇所を修理。	GIII	
2	3号機	非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク(B)移送用流量計において、カバーガラス内面に水滴が付着し指示が確認しづらい状態が認められたため、当該計器を清掃。	対象外	
3	3号機	非常用ガス処理系換気ファン(A)流量指示計及び記録計において、指示不良(ファン停止時に指示が800m ³ /hに上昇)が認められたため、当該計器を点検・修理。	GIII	
4	その他	起動用変圧器1SB点検に伴う事務本館電源切替において、事務本館所内低圧電源設備配電盤(パワーセンタ)(A)系しゃ断器の投入操作を実施したところ、動作不良(CUB. 5A「研修棟電源」、CUB. 2A、3B、3Cの「予備」しゃ断器が投入できない)が認められたため、当該しゃ断器を点検・修理。	対象外	